

大分県人権施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 大分県が大分県人権尊重社会づくり推進条例（平成20年大分県条例第49号）に基づき取り組む人権尊重施策について、府内における連絡調整を図って総合的かつ効果的に推進するため、大分県人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大分県人権尊重施策基本方針の策定及び改定に関すること
- (2) 大分県人権尊重施策基本方針の推進及び実施状況把握に関すること
- (3) 人権に配慮した行政の推進その他の人権尊重施策推進の上での重要事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事が定める副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(幹事会)

第5条 本部会議の運営について必要な事項を処理するため、幹事会及びワーキンググループを置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる者をもって充て、生活環境部審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長を幹事長とする。

- 3 幹事長は、会議を招集し、これを主宰する。
- 4 ワーキンググループは、別に定める者をもって充て、人権尊重・部落差別解消推進課参事をそのグループ長とする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課において行う。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条第4項関係）

総務部長

企画振興部長

福祉保健部長

生活環境部長

商工観光労働部長

農林水産部長

土木建築部長

会計管理者
県議会事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
監査委員事務局長
企業局長
病院局長
教育長
県警察本部長

別表2（第5条第2項関係）

総務部行政企画課長
企画振興部政策企画課長
福祉保健部福祉保健企画課長
生活環境部生活環境企画課長
商工観光労働部商工観光労働企画課長
農林水産部農林水産企画課長
土木建築部土木建築企画課長
会計管理局会計課長
県議会事務局総務課長
人事委員会事務局公務員課長
労働委員会事務局調整審査課長
監査委員事務局第一課長
企業局総務課長
病院局大分県立病院事務局総務経営課長
教育庁教育改革・企画課長
県警察本部警務課長

大分県人権教育・啓発推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、大分県人権教育・啓発推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、人権尊重の理念について県民の理解を深め、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、事業を実施する。

- (1) 人権に関する総合的な教育・啓発及び広報
- (2) 人権に関する教育・啓発についての調査及び研究
- (3) 人権に関する教育・啓発についての情報の収集及び提供
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する別表第1に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 協議会には、会長及び委員を置く。
- 3 会長は、生活環境部を担任する副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職を代行する。
- 6 協議会事務局を大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課内に置く。
- 7 事務局長は、大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課長をもって

充てる。

(総会)

第5条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とし、会長が招集し、その議長となる。

3 通常総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 協議会の事業報告及び収支決算
- (2) 協議会の事業計画及び収支予算
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(幹事会)

第6条 幹事会幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は、協議会の目的を達成するために必要な事項について協議、検討するため、必要に応じて開催する。

3 事務局長は、幹事会を招集し、その議長となる。

(経費)

第7条 この協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金は、別表第4に定める額とする。

(会計年度)

第8条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(書類及び帳簿)

第9条 協議会には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (2) その他必要な書類及び帳簿

(決算及び監査)

第10条 この協議会の会計は、毎年4月30日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、通常総会において会長が指名する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成14年5月30日から施行し、平成14年度事業から適用する。ただし、別表第4負担金は平成15年度から適用し、平成14年度の負担金は、なお従前の例による。

2 大分県同和問題啓発推進協議会規程は廃止する。

附 則

この規約は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 構成団体等

団 体 等 名
大分地方法務局
大分労働局
大分県
大分県教育委員会
大分県市長会
大分県町村会
大分県市町村教育長協議会
全市町村
大分県商工会議所連合会
大分県商工会連合会
大分県中小企業団体中央会
大分県経営者協会
大分経済同友会
大分県農業協同組合中央会
大分県森林組合連合会
大分県漁業協同組合
日本労働組合総連合会大分県連合会
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
一般財団法人 大分県私学協会
公益社団法人 大分県人権教育研究協議会
大分県保育連合会
有限会社 大分合同新聞社
N H K 大分放送局
株式会社 大分放送
株式会社 テレビ大分
大分朝日放送 株式会社
株式会社 エフエム大分

別表第2 協議会委員

団体等名	職名
大分地方法務局	局長
大分労働局	局長
大分県市長会	会長
大分県町村会	会長
大分県市町村教育長協議会	会長
大分県生活環境部	部長
大分県教育委員会	教育長
大分県商工会議所連合会	会長
大分県商工会連合会	会長
大分県中小企業団体中央会	会長
大分県経営者協会	会長
大分経済同友会	代表幹事
大分県農業協同組合中央会	会長
大分県森林組合連合会	代表理事長
大分県漁業協同組合	代表理事組合長
日本労働組合総連合会 大分県連合会	会長
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	会長
一般財団法人 大分県私学協会	理事長
公益社団法人 大分県人権教育研究協議会	会長
大分県保育連合会	会長
有限会社 大分合同新聞社	専務取締役
NHK大分放送局	局長
株式会社 大分放送	代表取締役社長
株式会社 テレビ大分	代表取締役社長
大分朝日放送 株式会社	代表取締役社長
株式会社 エフエム大分	代表取締役会長

別表第3 協議会幹事

団体等名	職名
大分地方法務局	人権擁護課長
大分労働局	総務部総務課長
大分県市長会	事務局長
大分県町村会	事務局長
大分県生活環境部	人権尊重・部落差別解消 推進課長
大分県教育委員会	人権教育・部落差別解消 推進課長
大分県商工会議所連合会	専務理事
大分県商工会連合会	専務理事
大分県中小企業団体中央会	専務理事
大分県経営者協会	専務理事
大分経済同友会	事務局長
大分県農業協同組合中央会	総務企画部長
大分県森林組合連合会	参考事
大分県漁業協同組合	指導課長
日本労働組合総連合会大分県連合会	副事務局長
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	事務局長
一般財団法人 大分県私学協会	事務局長
大分県保育連合会	事務局長

別表第4 負担金

区 分	年負担金（千円）
大 分 縢	2,309
大 分 市	89
別 府 市	72
中 津 市	64
日 田 市	64
佐 伯 市	64
臼 杵 市	40
津 久 見 市	24
竹 田 市	24
豊 後 高 田 市	24
杵 築 市	32
宇 佐 市	56
豊 後 大 野 市	40
由 布 市	32
国 東 市	32
姫 島 村	9
日 出 町	24
九 重 町	24
玖 珠 町	24
団 体（個 別 企 業 を 除 く）	9

今後の人権教育・啓発のあり方について

平成14年5月30日

大分県人権教育・啓発推進協議会

はじめに

I 人権教育・啓発に関する現状について

1 県民意識の現状

- (1) 女性の人権
- (2) 子どもの人権
- (3) 高齢者の人権
- (4) 障害のある人の人権
- (5) 同和問題
- (6) 外国人の人権
- (7) 医療をめぐる問題
- (8) その他の人権

2 人権教育・啓発の現状

- (1) 人権教育
 - ① 学校教育
 - ② 社会教育
 - ③ 家庭教育
- (2) 人権啓発
 - ① 大分県同和問題啓発推進協議会における啓発活動
 - ② 県における啓発活動
 - ③ 市町村における啓発活動
 - ④ 国の人権擁護機関の啓発活動
 - ⑤ 企業・民間団体における啓発活動

Ⅱ 人権教育・啓発のあり方

- 1 人権尊重の理念
- 2 人権教育啓発の理念
- 3 人権教育・啓発の基本的あり方
 - (1) 女性
 - (2) 子ども
 - (3) 高齢者
 - (4) 障害のある人
 - (5) 同和問題
 - (6) 外国人
 - (7) 医療をめぐる問題
 - (8) その他

Ⅲ 人権教育・啓発の効果的な推進のために

- 1 人権教育・啓発の実施主体の役割
 - (1) 大分県同和問題啓発推進協議会
 - (2) 県
 - (3) 市町村
 - (4) 学校・社会教育施設
 - (5) 企業・民間団体
- 2 人権教育・啓発の効果的な推進のために

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれており、「激動の世紀」といわれた20世紀の経験を踏まえ、全人類の人権の実現が世界平和の基礎であることが世界の共通認識となっています。

国際連合では、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、あらゆる場を通じた研修、広報、情報提供などを積極的に行うことにより、人権文化の構築を目指すこととしました。

わが国の政府は、このような国際社会の要請や国内の人権施策の進展を背景に、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定しました。

本県においても、平成10年3月、大分県の総合的な人権施策を展開するための指針となる「人権教育のための国連10年」大分県行動計画を策定しました。この計画は人権文化を大分県において構築することを目標と定め、さらには共生社会の実現を基本理念として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、医療をめぐる問題などを重要課題として取り組むこととしています。

また、国においては、人権擁護施策推進法に基づいて設置された人権擁護推進審議会の答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（平成11年7月）の趣旨を踏まえ、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が施行されました。

この法律は、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国及び地方公共団体の施策の策定及び実施の責務を明らかにするとともに、国民の責務として人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないこととなっています。併せて、國の人権教育・啓発に関する基本計画の策定と年次報告が義務づけられています。

また、人権擁護推進審議会が調査審議を続けていた「人権救済制度のあり方」

についても、平成13年5月に答申が出され、独立性をもった人権救済機関の設置などについて提言がなされました。

以上のような情勢の下、県下においても、人権教育・啓発の実施主体が相互に連携しつつ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが求められています。

大分県同和問題啓発推進協議会は、昭和57年8月に、同和問題に関する啓発の推進や連絡調整等についての協議、事業の実施を目的として発足し、昭和62年6月には「同和問題に関する今後の啓発活動のあり方について」を策定して、啓発活動を推進してきました。

その後、平成9年8月に開催された大分県同和対策審議会において、今後の県の啓発方針として、「同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、より効果的で広く県民の共感が得られるように啓発事業の内容・手法について創意工夫を凝らし、より積極的な啓発活動を推進する」ことを決定するとともに、昭和62年6月策定の啓発活動のあり方の見直しを検討しました。

大分県同和問題啓発推進協議会においても、同和教育・同和問題啓発を人権教育・啓発として発展的に再構築していくために、啓発のすすめ方検討委員会の検討を経て、「今後の人権教育・啓発のあり方」として以下のとおりまとめました。

I 人権教育・啓発に関する現状について

1 県民意識の現状

県民の人権問題に関する意識については、平成11年2月に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」結果から、人権の重要課題分野ごとにみると、次のようなことが分析されている。

(1) 女性の人権

「男女雇用機会均等法」の存在をほとんどの人が知っているが、約半数の人が家庭内や職場内において男女平等ではないと思っている。

内容としては、「家事・育児がほとんど女性に委ねられている」とこと、「パートナーに従わざるを得ない」とこと、「一人前として扱われない」とこと、「昇進・昇格・研修の機会が不平等である」とことなどである。

特に、人権上の問題としては、「男女の固定的な役割分担意識をおしつける」とこと、職場における男女の給料などの差別待遇、売春・買春、ドメスティック・バイオレンス（家庭内における夫などからの妻に対する暴力）、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどがある。

全体として、女性の人権に関わる意識は大きく変わりつつある。「女性は結婚し、家事・育児に専念すべき」という固定的な役割分担意識についても「個人が選択する問題である」という意識が広がりつつあるが、男性と女性、若い人と年輩の人で意識のずれが拡大しつつある。

(2) 子どもの人権

「子どもの権利条約」の内容までよく知っている人はごく少ない。一方で、「家庭や学校の中で、子どもが幸せな生活を過ごしているようには思えない」と思っている人は、4～6人に1人にのぼっている。

また、人権上の問題としては、「学力による評価が優先し多様な能力が評価されない」こと、「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」こと、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなどいじめを行う」こと、「学校や就職先の選択など大人が子どもの意見を無視する」ことなどがある。

全体として、若い人ほど子どもの置かれた状況について問題を感じている。

(3) 高齢者の人権

3人に1人が、「高齢者が家庭内や社会全体の中で除け者にされている状況がある」と思っている。

また、高齢者が生きていくうえでの支障としては、「経済的に自立が困難である」こと、「給与や年金などの所得保障が不十分である」こと、「福祉施策が不十分である」こと、「高齢者が互いにふれあい理解するような施策が不足している」こと、「悪徳商法など消費者被害を受けることが多い」ことなどがある。

(4) 障害のある人の人権

3人に1人が、「障害のある人の人権が十分には保障されていない」と思っている。

また、障害のある人が生きていくうえでの支障としては、「就労の機会が少なくまた職種も限られている」こと、「障害や障害のある人の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けている」こと、「道路の段差や建物の階段などが多い」こと、「中高年の障害をもつ人を介護している高齢の親への支援体制が不十分である」ことなどがある。

全体として、若い人ほど障害のある人の人権についての問題意識が高くなっている。

(5) 同和問題

「同和問題を県民全体の問題として考えなければならない」と思っている人が約半数いるが、一方、「自分には関係ないのであまり考えたこともない」と思っている人も3割近くいる。

また、「同和地区の人に対して差別意識をもっている人はほとんどいない」と思っている人は3人に1人に達しているが、「差別意識をもっている人もいる」と思っている人がまだ半数を超えていている。

「もし自分の子どもから同和地区の人と結婚したいといわれたら本人の意思を尊重する」と思っている人は多いが、「反対だ」と思っている人もいる。

同和問題の解決のために、若い人は「同和地区外の人の人権尊重意識を高めることが必要だ」と思っている人が多く、年配の人は「そっとしておけば差別は自然になくなる」と思っている人が多くなっており、全国とほぼ同じ傾向である。

(6) 外国人の人権

日本で暮らす外国人への様々な制約については、「なくすべきである」と思っている人が多いが、一方では、「ある程度の制約はやむを得ない」と思っている人もいる。

国際化の進展に伴う外国人定住者の増加については、「地域の国際化のためには必要なことであり歓迎すべきことだ」と思っている人が最も多いが、「治安や公衆衛生など社会環境が悪化しないか不安だ」と思っている人もいる。

(7) 医療をめぐる問題

ほとんどの人が、インフォームド・コンセントについて、「医者は本人や家族にすべてのことを説明すべきである」と思っている。

また、エイズ感染者・患者に対して、多くの人が「今までどおり普通に

接する」と思っているのに対し、一方では、「関わりたくない」と思っている人もいる。

(8) その他の人権

人権問題一般については、「関心をもっている」という人よりも、「関心をもっていない」という人の方がわずかに多く、全体として人権問題への関心は、横ばいないしは低下の傾向にある。

県民にとって、国内の人権問題で特に関心のある問題は、高齢者をめぐる問題、障害のある人をめぐる問題、子どもをめぐる問題、女性をめぐる問題、医療をめぐる問題、人権問題一般、同和問題、外国人をめぐる問題、の順である。特に、女性をめぐる問題は女性の、高齢者をめぐる問題は高齢者の、子どもをめぐる問題は子どもを持つ世代の関心が高くなっている。

また、初めて人権を意識したのは、「新聞、雑誌、テレビなどのマスコミを通じて」という人が最も多く、次いで、「学校の授業や職場・地域での研修を通じて」という人が多くなっている。

「今の日本は全体として人権が尊重されている社会だ」と思っている人は、「人権が尊重されていない」と思っている人よりも多いが、「人権侵害（あらぬ噂や他人からの悪口陰口、名誉・信用の毀損や侮辱、プライバシーの侵害など）を受けた経験がある」という人は3人に1人にのぼり、全国と比較して多くなっている。

2 人権教育・啓発の現状

人権の課題をめぐって社会はめまぐるしく動いており、「児童虐待の防止等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」の成立など人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。

人権教育・啓発は、いずれも、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるものであり、平成11年7月の人権擁護推進審議会答申では、「人権教育と

は、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動とする。人権啓発とは、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものとする」としている。

大分県における人権教育及び人権啓発の現状は、以下のとおりである。

(1) 人権教育

県教育委員会の「平成13年度人権教育指導方針」では、学校教育や社会教育における人権教育の目的は、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することとしている。

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情にも留意しながら、学校教育及び社会教育を通じさまざまなお取組が行われている。

① 学校教育

学校においては、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促し、命を大切にし、正義感や公正さを重んじるなど豊かな人間性や社会の変化に主体的に対応できる能力を育てることを目標としている。そのためには社会体験や自然体験などの機会の充実を図るとともに、幼稚園・学校・地域の実態に即した具体的な課題を的確に把握し、教育課程に適切に位置づけるとともに、発達段階に即した人権教育を推進している。

ア 幼稚園

幼稚園においては、一人ひとりに基本的な生活習慣を身につけさせることや、生命を尊重する心や自尊感情を培ったうえでの集団での活動を通じて、友だちを大切にする心情や態度、豊かな人間性の基礎づくりのお取組が行われている。

イ 小学校

基本的な生活習慣を身につけさせ、生命を尊重する心や自尊感情を培うとともに、お互いの違いを認め、他者の喜びや心の痛みなどが感じとられるような豊かな人間性と望ましい人間関係づくりの大切さや、人権侵害の不合理さに気づき、正しい判断に基づいて行動できる態度を育成する取組が行われている。

ウ 中学校

他者を理解する心や、ともに生きる態度などの豊かな人間性を培ったうえで、人権尊重の立場から、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を正しく認識し、それらを共生社会実現のために自らの課題として解決しようとする積極的な態度を育成する取組が行われている。

エ 高等学校

倫理観、正義感などの豊かな人間性を身につけ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を社会問題として主体的に解決しようとする意欲を持ち、人権という普遍的文化の確立を目指す実践的態度を育成する取組が行われている。

オ 盲・聾・養護学校

一人ひとりの障害の状態及び発達段階、特性などに応じ、集団生活を通して、お互いの立場を認め合う心情を育てるとともに、差別や偏見に對して正しい判断に基づいて行動できる態度を育成する取組が行われている。

② 社会教育

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館などの社会教育施設を中心各種学級・講座・行事などあらゆる学習の機会を通じて、基本的人権の尊重を基調とする学習を行っている。

また、社会教育指導者のための人権教育に関する学習プログラムの作成

や指導体制充実のため、体験的参加型学習を進めるためのファシリテーター（参加型学習の促進者）養成などの指導者研修が行われ、指導者の養成及び資質の向上が図られている。

③ 家庭教育

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などをはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っている。家庭教育は、各家庭において責任をもって行われるべきものであるが、今日、家庭の教育力の低下が指摘されている。

(2) 人権啓発

人権啓発活動は、広く県民の間に人権尊重思想の普及・高揚を図り、これにより県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるよう、様々な実施主体において行われている。

① 大分県同和問題啓発推進協議会における啓発活動

大分県同和問題啓発推進協議会は、同和問題に関する啓発の推進と連絡調整等を目的として昭和57年8月に発足し、昭和62年6月には「同和問題に関する今後の啓発活動のあり方について」を策定して、啓発活動の充実、強化を推進してきた。

ア 情報収集・提供

行政機関、企業・民間団体などの人権啓発活動を支援するため、研修会などの活用を目的として各種啓発資料を作成しているほか、研修会、人権啓発行事や各種イベントなどの活用を目的として、人権啓発ビデオ・パネルの貸し出しを行っている。

その他、人権・同和問題に関する書籍や資料、ビデオなどライブラリーの収集・整備を行い、啓発資料の利用促進を図っている。

イ 教育・啓発

同和問題をはじめとした人権問題の解決を県民自らの課題として定着させるため、県と共に、人権・同和問題に関する研修会を開催するとともに、「差別をなくす運動月間（8月）」中の「県民のひろば」の行事として同和問題に関する講演会、12月の「人権週間」を中心とした行事として「人権啓発フェスティバル」を開催するほか、身元調査追放キャンペーンの新聞広告やJR列車内広告などにより人権の大切さを訴えている。

その他、県民一般から人権ポスターを募集し、各種啓発資料として活用するほか、テレビ放映・ラジオ放送及び新聞広報による啓発活動を行っている。

また、企業や各種団体が実施する研修会への講師の斡旋・派遣を行っている。

ウ 調査・研究

ワークショップなど新しい啓発手法の調査・研究を行っている。

② 県における啓発活動

県では、各啓発実施主体と相互に連携し、人権啓発手法に創意工夫を凝らしながら、啓発行事の開催、啓発資料などの作成・配布、啓発手法などに関する調査・研究、研修会の開催などの啓発活動を行っている。

ア 啓発・研修基盤の整備充実

人権教育・啓発を体系的、効果的に行うために、行政機関や民間団体における啓発講師・研修担当者を養成するとともに、教材の開発・作成などに取り組んでいる。

イ イベント・広報媒体を利用した啓発活動

広く県民の間に人権尊重意識の普及・高揚を図るとともに、あらゆる人々が、あらゆる場において、人権教育に参加することにより、人権の尊重を日常生活の習慣として身につけてもらうための啓発活動として、

イベント・広報媒体を利用した各種事業を実施している。

- (a) 人権啓発フェスティバルの開催
- (b) 「差別をなくす運動月間行事」・県民のひろばの開催
- (c) 人権ポスターの募集
- (d) 人権週間街頭啓発活動
- (e) 人権啓発映画のテレビ放映、ラジオ放送、新聞広報による啓発活動
- (f) 各種啓発資料の作成・配布

ウ 研修会の開催及び市町村への支援

人権教育・啓発に関する施策をなう行政・各種団体職員が人権尊重の理念についての理解を深め、また、各啓発実施主体において積極的に人権教育・啓発を推進するために、行政・各種団体職員を対象とした研修会を実施する。

また、市町村に対して情報提供を行うとともに、補助制度などにより市町村の啓発事業の取組を積極的に支援している。

③ 市町村における啓発活動

現在、県下全市町村は、県の補助金制度や國の人権啓発活動地方委託事業を積極的に活用して人権・同和問題に関する様々な啓発事業を実施している。

具体的な住民啓発に当たっては、市町村同和問題啓発推進協議会や人権問題啓発推進協議会等を通じて地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動を展開しているほか、広域的な啓発事業も実施しているが、その取組状況や住民への浸透度合いにはまだ格差がみられる。

ア 講演会の開催

イ 各種研修会、地域懇談会などの開催

ウ 広報紙などによる啓発活動

エ 啓発物品などの作成による街頭啓発活動

④ 国の人権擁護機関の啓発活動

国においては、その所掌事務との関連で、府省庁などにおいて人権にかかる様々な啓発活動が行われている。

なお、人権擁護事務として人権啓発を担当する機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局と人権擁護委員が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。

また、法務省では、平成10年度から、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、人権啓発活動を総合的かつ効率的に実施するために、人権啓発活動ネットワーク事業を実施している。

ア シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会の開催

イ テレビ・ラジオなどのマスメディアを利用した啓発活動

ウ 人権啓発フェスティバルの開催

エ おもに小学生を対象とした人権の花運動

オ 中学生を対象とした人権作文コンテスト

カ 人権週間

⑤ 企業・民間団体における啓発活動

企業・民間団体においては、個々の企業・民間団体の実情や方針などに応じて、自主的に行われている。具体的な取組としては、従業員に対して行う人権に関する各種の研修や、国、地方公共団体、大分県同和問題啓発推進協議会などが主催する講演会、研修会、各種イベントへの積極的な参加のほか、独自の調査・研究、広報などの人権啓発活動を展開している。

各企業が相互に連携して啓発活動を行うための組織の一つとして、平成10年度に設立された「大分人権啓発商工連絡会」があり、会員相互間、関係機関及び関係団体との情報交換を通じて自主的な諸活動を行っている。

なお、平成6年度からは、農林水産団体、経済団体、報道機関などの団

体も大分県同和問題啓発推進協議会の構成員として、行政機関などと一体となった県民啓発活動の推進に取り組んでいる。

II 人権教育・啓発のあり方

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての国民が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利である。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされており、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重と法の下の平等及び差別の禁止という包括的な規定と、様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に示されている。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の関係においても尊重されるべきものである。

大分県同和問題啓発推進協議会は、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと」を人権尊重の理念としてとらえ、人権が共存し得る社会の実現を目指す。

2 人権教育・啓発の理念

人権教育・啓発の理念について、「推進法」の第3条は「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」としている。

大分県同和問題啓発推進協議会は、行政機関と民間団体が一体となった中立的な機関としての特質を生かし、各実施主体が地域、職域、学校、家庭などを通じて、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、県民の自主性の尊重及び人権教育・啓発実施主体である各構成団体の中立性の確保をその活動の基本理念とする。

3 人権教育・啓発の基本的あり方

人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが重要であり、そのために行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

また、人権教育・啓発の手法については、法の下の平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からの取組と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組がある。この両者があいまって人権尊重の理念について理解が深まっていくものである。

なお、おもな人権課題は、以下のとおりである。

(1) 女性

人々の意識の中には「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識がまだ残っており、この固定的役割分担意識などからくる、就職の際や職場における昇給・昇任の際の男女差別の問題のほか、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや家庭におけるドメスティック・バイオレンスなどの問題がある。

(2) 子ども

少子化や核家族化、地域社会の関係の希薄化、個人主義的な考え方や学歴偏重の社会風潮などにより、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化には著しいものがあり、子どもたちの間のいじめ、不登校、教師による児童・生徒

への体罰などのほか、特に、実親等による子どもへの虐待などの問題がある。

(3) 高齢者

平均寿命の大幅な伸びに伴い高齢化が急速に進む中、再就職、退職後の財産管理、「生きがい」などの問題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や介護施設内の心理的・身体的虐待などの問題がある。

(4) 障害のある人

障害のある人が地域で共に生活することをめざす「ノーマライゼーションの理念」が徐々に普及している一方で、障害のある人に対する介護施設内や職場での心理的・身体的虐待などのほか、就職や資格取得の際の差別問題、障害のある人に対する入居・入店の拒否などの問題がある。

(5) 同和問題

差別意識については同和教育・啓発活動の推進により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に依然として根深く残っているほか、就職等での差別問題、同和関係者に対する差別発言や差別落書きなどの問題がある。

(6) 外国人

国際化、情報化の進展にともない外国との交流が進み、わが国に在留する外国人が増えつつある中、就労の際の差別問題をはじめ、入居・入店の拒否、緊急医療の拒否、子弟の教育問題、嫌がらせ、差別発言などの問題がある。

(7) 医療をめぐる問題

医療技術や医療体制の整備が進む中、自己の病気や治療に関する情報について、医療者から患者に十分な説明がなされず、患者に対する不当な扱いや

医療現場における差別の問題がある。

また、疾病に対する正しい理解と認識の不足から、HIV感染者やハンセン病患者などに対する日常生活や職場での迫害、入園・入学の拒否などの問題がある。

(8) その他

以上のほか、アイヌの人々に関する結婚や就職の際の差別問題や差別発言、刑を終えて出所してきた人々に関する就職の際の差別問題や悪意のある噂の流布などの人権問題がある。

その他、犯罪の被害者やその家族等に対するマスコミの過剰取材、報道によるプライバシーの侵害など、様々な人権問題がある。

近年、インターネット上の電子掲示板やホームページ、電子メールなどによる誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、個人や集団にとって有害な情報の掲載など人権問題が発生している。

III 人権教育・啓発の効果的な推進のために

1 人権教育・啓発の実施主体の役割

人権教育・啓発の実施については、国、地方公共団体はそれぞれ人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとともに、国民は人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされている。

従って、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現されるためには、まず、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることを基本としながら、人権教育・啓発の各実施主体は、県民のそのような努力を促すという面からもそれぞれの役割を明確にし、その役割に応じて人権

教育・啓発を推進していく必要がある。

人権教育・啓発の実施主体の役割としては、以下のように考えられる。

(1) 大分県同和問題啓発推進協議会（平成14年5月30日以降は「大分県人権教育・啓発推進協議会」に改称）

大分県同和問題啓発推進協議会は、県民啓発の中核機関として、行政機関をはじめ各団体が一体となって、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発活動を推進してきた。

大分県同和問題啓発推進協議会は、今後とも、人権尊重に関する国際的な潮流及び国の動向を視野に入れながら、県民啓発の実施主体として、中立性・公平性を確保しつつ、県民が人権尊重の理念についての理解を深めることができるように、様々な機会の提供や効果的な手法の採用に配慮しつつ、自らが行う啓発活動のより一層の充実と、県、市町村をはじめ他の実施主体が行う啓発活動への支援、連携の強化を図っていく必要がある。

(2) 県

「推進法」において、人権教育・啓発の実施については、国及び地方公共団体の責務とされ、より一層の積極的な取組が求められている。

とりわけ、県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、国や市町村との連携を図りつつ、県民を対象とした啓発事業、市町村を先導する事業や市町村では実施が困難な事業の実施などにより、効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、市町村に対する助言・情報提供などにより、市町村が行う人権教育・啓発の積極的な取組を支援する必要がある。

(3) 市町村

市町村は基礎的な地方公共団体として、地域に密着したきめ細かな啓発活

動を一層推進する必要がある。

そのためには、市町村長部局における人権教育・啓発の推進体制の整備をはじめ、市町村長部局と教育委員会及びその他関係機関との連携協力に努めるとともに、人権教育・啓発の方法及び内容について創意工夫し、真に地域住民に理解と共感が得られるような啓発活動を実施する必要がある。

なお、市町村間に人権教育・啓発の取組に大きな格差がみられるが、人権教育・啓発の効果的な推進のためには、今後は、市町村による共同かつ広域的な人権教育・啓発に取り組む必要がある。

(4) 学校・社会教育施設

学校教育においては、学校や地域の実態、児童・生徒の発達段階に即した教育活動を通して、すべての人の基本的人権の尊重と共生社会の実現をめざした人権教育の取組が大切である。

そのためには、これからの中等教育において、児童・生徒をそれぞれ人格をもった一人の人間として尊重し、人権問題についての正しい理解と認識を持たせることはもちろんのこと、人権問題を直感的にとらえる感性をより豊かにはぐくむとともに、思考力や判断力、実践力の育成に指導の力点を置く必要がある。

また、教職員についても、人権問題に対する理解と認識を深め、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、実践できるような研修を充実する必要がある。

一方、社会教育においては、様々な人との交流を通じて他人を思いやる心や協力・協調の態度などの社会性を育成するとともに、生涯学習の観点から、各地域における地域懇談会、各種学級・講座など、生涯の各期で行われているあらゆる学習の機会に人権を尊重する学習を取り入れ、継続的、発展的に行っていく必要がある。

さらに、教育の原点と言われている家庭教育においては、幼児期から豊か

な情操や思いやり、人権の尊さ、生命の尊重を基本理念としたしつけや生活習慣をはじめ、学習の基礎となる集中力や忍耐力、自己学習能力を養う必要があるし、親自身が日常生活において偏見を持たず、人権を尊重する態度をもって行動することが大切である。

(5) 企業・民間団体

企業・民間団体等は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用、公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが大切である。

そのためには、企業等事務所の個々の実情に応じて人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進していく必要があり、民間団体においても、人権教育・啓発の実施主体としての役割を担っていく必要がある。

2 人権教育・啓発の効果的な推進のために

(1) 県内の人権関係団体に対して、人権問題研修などの状況についてのアンケート調査を行った結果、全ての団体が何らかの形で研修を実施しているが、研修講師の選定に苦慮し、大分県同和問題啓発推進協議会に講師の斡旋を依頼しているのが現状である。

また、人権関係の資料や情報については、独自で収集・整備している団体は少なく、ほとんどの団体が国・県・市町村などの行政機関のものを利用している状況である。しかし、資料や情報提供先が個別化していて不便があるので、人権関係の資料や情報を総合的に利用できる場を大分県同和問題啓発推進協議会に求める意見がある。

(2) 大分県同和問題啓発推進協議会としても、このような現状を踏まえ、今後、人権教育・啓発の拠点としての役割を強化するために、名称を「大分県人権教育・啓発推進協議会」とし、行政機関と民間団体が一体となった中

立的な機関としての特質を生かし、自ら行う人権教育・啓発活動の充実を始め、県、市町村等の実施主体が行う人権教育・啓発活動を支援する必要がある。

また、各実施主体のそれぞれの役割を生かしながら、連携と協力を一層推進していく必要がある。

(3) 更に、人権教育・啓発に関する施策をより総合的、かつ、効果的に推進するためには、企業・民間団体などの人権教育・啓発活動を支援するための人材養成、医療関係者・福祉関係職員等人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修、人権に関する図書・ビデオ・資料などライブラリーの整備や情報の収集・提供システムの充実整備、人権教育・啓発のあり方や手法に関する調査研究などの活動を一層充実する必要がある。

大分県人権尊重・部落差別解消推進員設置要綱

1 目的

人権尊重社会の実現を図るため、人権施策及び人権行政の円滑な推進を図ることを目的として、人権尊重・部落差別解消推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

2 推進員

推進員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

区分			職
1 知事部局	本庁	局・課・室・センター	知事が指定する統括推進員の職にある者
	地方機関		知事が指定する統括推進員又は副統括推進員（振興局・土木事務所を除く）の職にある者
2 議会事務局			総務課総務事務担当班総括
3 人事委員会事務局			公務員課総務事務担当班総括
4 労働委員会事務局			調整審査課課長補佐
5 監査委員会事務局			第一課総務事務担当班総括
6 企業局	本局	課	研修事務担当班総括
	事業所		別表第1の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者
7 病院局	県立病院	総務経営課	総務企画監
8 教育庁	本庁	課・室	教育長が指定する統括推進員の職にある者
	地方機関		教育長が指定する統括推進員又は副統括推進員の職にある者
9 警察本部	本部	課・所・隊・室	次席（副所長及び副隊長を含む）又は総務事務を担当する課長補佐
	警察学校		校長補佐（総務）
	警察署		総務課長

3 推進員の職務

推進員の職務は次のとおりとする。

- (1) 人権・部落差別問題に関する職場研修の推進に関すること。
- (2) 人権・部落差別問題にかかる相談に関すること。
- (3) 人権施策及び人権行政の推進に関すること。
- (4) 人権・部落差別問題にかかる他の行政機関との連絡調整に関すること。

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は人権尊重・部落差別解消推進課長が定める。

別表1

企業局事業所

地方機関名	職
総合管理センター総合制御部	課長
総合管理センター発電管理部	第1順位代決権を有する課長
総合管理センターダム管理部	第1順位代決権を有する支所長
総合管理センター工業用水道管理部	課長

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月18日から施行する。
- 2 大分県同和対策推進員設置要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

おおいた人権相談ネットワーク協議会会則

(名称)

第1条 本会は、おおいた人権相談ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大分県内に所在する人権に関する相談にかかる機関等が連携・協働協し、県民からの人権に関する相談に対して効果的に対応することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 相談機関相互の連携に関すること
- (2) 相談機関相互の情報交換に関すること
- (3) 相談員の資質向上のための研修に関すること
- (4) 相談窓口の広報に関すること
- (5) その他、目的の達成に必要なこと

(構成及び新規会員の条件)

第4条 協議会は、大分県内の人権に関する相談にかかる機関等で、第2条の目的に賛同する次の機関及び団体で構成する。

- 1 (1) 国、県、市町村の機関
(2) (1)の機関と密接な連携・協働関係にある公益法人またはその機関、NPO等
- 2 新規に協議会会員になるには、次の条件を満たすこととする。

- (1) 人権相談、人権擁護に関する事業を3年以上行っていること。
- (2) 定款、規約等をもち、これまでの活動実績を証明できること。

(会議及び研修会の開催)

第5条 事務局は、協議会の活動を円滑に進めるとともに、柔軟かつ効率的な運営を図るため、必要に応じて会議を開催したり、協議会会員の資質の向上のために研修会を開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課に置く。

附 則

この会則は、平成18年7月28日から施行する。

附 則

改正後の会則は、平成29年6月23日から適用する。

附 則

改正後の会則は、令和2年4月1日から適用する。

おおいた人権相談ネットワーク協議会

